平成２６年（フ）第２４４号
熊本市東区月出３丁目１番50―103号　県営鉄砲塚団地３棟
債務者　佃　　悠子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５５号
熊本市中央区黒髪６丁目12番51号　龍田病院内、住民票上の住所熊本市北区龍田１丁目20番107号
債務者　岩村　　聖
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７８号
熊本市中央区坪井２丁目２番41―1002号　ニュー広町ビル
債務者　河嶋　賢二
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７７０号
名古屋市千種区千代が丘１番109―507号　千代が丘団地
債務者　長谷川由紀
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６号
島根県安来市荒島町2739番地27　やなぎ団地538号
債務者　原　　朋
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９４号
仙台市宮城野区福室３丁目30番19号　プロパティオバタ101
債務者　鈴木　祐司
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
福島県いわき市平下平窪字熊ケ平６番地　はまゆう
債務者　坂本三津枝
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１３０号
新潟市中央区下所島２丁目16番14号
債務者　服部　和彦
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
新潟市中央区寄附町5022番地11　クレセントフェアリー102号
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３９号
新潟市東区紫竹５丁目12番20号
債務者　宮　　春那
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５１号
新潟市東区下木戸１丁目20番４号　グレイスコートＢ101号
債務者　山田　一郎
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６３号
新潟市北区松浜本町３丁目６番52号３
債務者　中川　春男
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
新潟市西区小新西２丁目９番６号
債務者　三ケ月智恵
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９１号
名古屋市西区南堀越２丁目３番12号　ティーグル名西２Ａ号
債務者　中野　明則
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１２号
神戸市垂水区名谷町字寺池1514番地の２　ドリーム寺池201号、従前の住所神戸市垂水区小束山３丁目868番地の786
債務者　シェ・プティ・ペールこと　印藤　吉信
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１３号
神戸市垂水区名谷町字寺池1514番地の２　ドリーム寺池201号、従前の住所神戸市垂水区小束山３丁目868番地の786
債務者　印藤久美子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部